# 固定系通信に関する電気通信事業者の 業務の状況等の確認結果

令和3年6月11日

総務省 総合通信基盤局電 気 通 信 事 業 部 事 業 政 策 課 料 金 サ ー ビ ス 課

# 電気通信事業分野における市場検証に関する 年次計画(令和2年度)で定めた実施内容

- 2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認
- 2-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

FTTHの契約数におけるNTT東西のサービス卸を利用して提供される契約数の割合が年々高まっており、様々な分野の事業者の参入もみられる一方で、MNOの小売市場におけるシェアが増加傾向にあることから、FTTHの卸売市場における公正な事業者間取引を確保するとともに、小売市場における公正競争を確保することがますます重要となっている。

また、NTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に係る苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、卸先事業者において消費者保護の充実等の観点から適切な措置が講じられているか注視していく必要がある。

こうした点を踏まえ、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(令和元年5月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。)に基づき、NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。)に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。なお、その際、令和元年7月1日から開始された事業者変更に係る状況にも留意することとする。

また、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認する。(以下略)

# (参考) NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(令和元年9月改定)概要

● 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)(以下「NTT東西」という。)の提供するFTTHの卸売サービス(以下「サービス卸」という。)に関する電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の適用関係を明確化し、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示することにより、NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務(特定卸役務)の料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保、消費者保護の充実、同法の運用の一層の透明化を図り、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現するため、ガイドラインを平成27年2月に策定(令和元年9月最終改定)。

### 【 サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係 】

対象	主な規律	電気通信事業法上問題となり得る行為	
卸提供事業者 (NTT東西)	<ul> <li>・指定電気通信役務に関する規律(第20条等)</li> <li>・業務改善命令(第29条)</li> <li>・禁止行為規制(第30条、第31条)</li> <li>・第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務に関する制度(第38条の2及び第39条の2)</li> </ul>	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集	<ul><li>⑥情報の目的外利用</li><li>⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い</li><li>⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉</li><li>⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い</li></ul>
卸先事業者 (株式会社NTTドコ モを除く。)	<ul> <li>・提供条件の説明(第26条)</li> <li>・書面の交付(第26条の2)</li> <li>・電気通信業務の休止及び廃止の周知(第26条の4)</li> <li>・苦情等の処理(第27条)</li> <li>・電気通信事業者の禁止行為(第27条の2)</li> <li>・媒介等業務受託者に対する指導(第27条の3)</li> <li>・業務改善命令(第29条)</li> </ul>	<ol> <li>競争阻害的な料金の設定等</li> <li>契約前の説明義務の履行不十分</li> <li>書面交付義務の履行不十分</li> <li>業務の休廃止の周知の履行不十分</li> <li>苦情等の処理の履行不十分</li> <li>不実告知、事実不告知</li> <li>勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為</li> </ol>	⑧ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行 不十分
卸先事業者 (株式会社NTTドコ モに限る。)	<ul> <li>・提供条件の説明(第26条)</li> <li>・書面の交付(第26条の2)</li> <li>・電気通信業務の休止及び廃止の周知(第26条の4)</li> <li>・苦情等の処理(第27条)</li> <li>・電気通信事業者の禁止行為(第27条の2)</li> <li>・媒介等業務受託者に対する指導(第27条の3)</li> <li>・業務改善命令(第29条)</li> <li>・禁止行為規制(第30条)</li> </ul>	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 排他的な割引サービス ③ 関係事業者と一体となって行う排他的な業務 ④ 契約前の説明義務の履行不十分 ⑤ 書面交付義務の履行不十分 ⑥ 業務の休廃止の周知の履行不十分 ⑦ 苦情等の処理の履行不十分	<ul><li>⑨ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続 行為</li><li>⑩ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行 不十分</li></ul>
卸先契約代理業者 (販売代理店)	・提供条件の説明(第26条) ・電気通信事業者等の禁止行為(第27条の2)	① 契約前の説明義務の履行不十分 ② 不実告知、事実不告知	③ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続 行為
上記各事業者	・消費者保護の充実等の観点から望ましい行為		

# 2-1(1) NTT東西におけるサービス卸の提供状況等

● 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和2年度)」(令和2年8月31日)に基づき、NTT東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認。

確認対象事業者	確認項目	
	➤ サービス卸ガイドラインに規定された電気通信事の充実等の観点から望ましい行為等の実施状況	事業法上問題となり得る行為の有無及び消費者保護 を確認。
NTT東西	【確認項目】 ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集	⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⑪ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い

- サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、NTT東西において、電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実は確認できなかった。
- また、NTT等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保や卸先事業者に対するサービス卸ガイドラインの周知等についても、平成27年2月の行政指導に反する行為に該当する事実は確認できなかった※。
- 令和元年7月1日から開始された事業者変更の提供について、不当な差別的取扱いを行っている事実は確認できなかった。
- 加えて、総務省において、契約数の多い卸先事業者等に対して調査を行ったところ、卸先事業者等からは以下のような観点からの意見や要望があった。
  - サービス卸の提供料金の値下げを求めるもの
  - 新規開通の際のフレッツ光との開通納期の差異について

意見の寄せられた新規開通の際の開通納期について、総務省から関係事業者へのヒアリング等により、公正競争上の問題が生じていないか実態把握を実施する。

- 総務省においては、今後とも、サービス卸の提供において、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないか、引き続き注視していくとともに、個別事案については、状況に応じて、必要な措置をとることとする。
- ※ 平成27年2月、総務省は、サービス卸ガイドラインの策定と併せて、サービス卸の提供に関して対応及び報告すべき事項について要請。 当該要請においては、NTT等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保(下記①~③)を踏まえた対応とともに、全ての卸先事業者 に対して、サービス卸ガイドラインに定める電気通信事業法上問題となり得る行為及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為(特に「卸先 事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること」の部分)を参照すべきことを明示して、周知することを求めている。
  - ①公正有効競争条件(平成4年4月郵政省・日本電信電話株式会社公表)抜粋
    - :「NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする」
  - ② 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)抜粋
    - :「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」
  - ③ 情報通信審議会答申(平成26年12月18日情通審第47号)抜粋
    - :「利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスや IP電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される」

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)ガイドライン該当箇所
く特定の卸先事業者に対する不当な優遇> 自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を設定するなど、特定の卸先 事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱う場合、電気通信事業法上問題 となり得る。 <ul> <li>NTT東西から届け出られている個別の契約内容(以下「届出契約内容」とい う。)※1からは、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の適用がされ ているとは認められなかった。</li> <li>特定の卸先事業者に対する不当な優遇に該当する具体的な事例は指摘されていない。</li> </ul>	• 特定の卸先事業者に対する不当な 優遇が行われていないか、引き続き 注視。	§ 特定卸役務の料金等(工事費、 手続費等を含む。)について自己 の関係事業者のみを対象とした割 引料金を適用することや、問合せ 等に対して自己の関係事業者の サービスのみを紹介することなど、 特定の卸先事業者のみを合理的 な理由なく有利に取り扱うこと。
	• 実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されるような大口割引が行われていないか、引き続き注視。	§ 特定卸役務の料金等(工事費、 手続費等を含む。)について、実 質的に特定の卸先事業者に適用 が限定されることが明らかなような 大口割引※2を行うこと。
く他の電気通信役務とのバンドル提供に係る条件>特定卸役務と他の電気通信役務をバンドル提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定する、又は当該他の電気通信役務とのバンドル提供を受ける者にのみ特定卸役務を提供する場合、電気通信事業法上問題となり得る。 <ul> <li>届出契約内容からは、特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に双方の役務の料金を区分せずに設定すること又は当該他の役務の提供を受ける者のみに特定卸役務を提供する規定があるとは認められなかった。</li> <li>他の電気通信役務とのバンドル提供に係る料金設定等が適正に行われていないといった具体的な事例は指摘されていない。</li> </ul> ※1 NTT 東西と知生事業者との個別の数数に関して、電気通信事業は拡充規則(翌和60年郵政場会等の)	・他の電気通信役務とのバンドル提供 に係る料金設定等が適正に行われ ているか、引き続き注視。	§ 特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者のみに当該特定卸役務を提供(いわゆるバンドル提供)すること。

- ※1 NTT東西と卸先事業者との個別の契約に関して、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第25条の5の規定によりNTT東西から提出された届出書、契約書その他の書面(※)。
  - \*「契約書その他の書面」の提出を求めるのは、電気通信事業法施行規則第25条の7に規定する以下のいずれかの基準に該当する卸先事業者であり、 成員限り の5事業者が該当。
    - NTT東西の特定関係法人であって、NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が5万以上の電気通信事業者
    - ② NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が50万以上の電気通信事業者
    - ③ 移動通信事業者(MNO)であって、NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が3万以上の電気通信事業者
- ※2 NTT東西が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、NTT東西による特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があること に留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題と なることがある。

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)ガイドライン該当箇所
<ul> <li>(適正なコストを下回る卸料金の設定&gt; 競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを下回る卸料金を設定する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</li> <li>・卸料金(額面)を、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(平成30年2月総務省策定)に基づきNTT東西において算定した接続料水準と比較した結果によると、接続料水準を下回る卸料金の設定がされているとは認められなかった。</li> <li>・競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを下回る卸料金を設定するといった具体的な事例は指摘されていない。</li> </ul>	• 適正なコストを下回る卸料金の設定が行われていないか、引き続き注視。	§ 特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させる ために適正なコスト*1を下回る料金*2を設定すること。
<利用者料金を上回る卸料金の設定> 利用者料金を上回る卸料金を設定する場合、電気通信事業法上問題となり得る。 <ul> <li>「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づきNTT東西において算定した利用者料金水準(工事費、手続費等を除く。)と卸料金(額面)を比較した結果によると、利用者料金よりも高い卸料金が設定されているとは認められなかった。</li> <li>工事費、手続費等については、届出契約内容からは、利用者料金よりも高い額が設定されているとは認められなかった。</li> <li>利用者料金を上回る卸料金を設定するといった具体的な事例は指摘されていない。</li> </ul>	• 利用者料金を上回る卸料金の設 定が行われていないか、引き続き 注視。	§ 特定卸役務の料金等(工事費、 手続費等を含む。)について、利 用者に対する料金よりも高い料金 *3を設定すること。

- ※1 サービス卸の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。
- ※2 ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。
- ※3 ※2に同じ。

## (参考)コスト及び利用者料金との関係

			1利用者当たりの 接続料水準(コスト)※	卸料金(額面)	利用者料金水準※
		NTT東日本 (10Gbit/sまでの 符号伝送が可能 なもの)			
	戸建	NTT西日本 (10Gbit/sまでの 符号伝送が可能 なもの)			
		NTT東日本 (上記以外)			
定		NTT西日本 (上記以外)			
額	集合	NTT東日本			
	合	NTT西日本			
二段	戸	NTT東日本			
二段階定額	建	NTT西日本			

※ 「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」による検証の結果に関する2021年3月22日付NTT東日本・西日本報告に基づく数値。 接続料水準は、2021年度の適用接続料及び当該接続料額の設定の前提である予測収容数を用いて算定されたもの。 利用者料金水準は、原則割引を考慮して算定されたもの。

定額・戸建の接続料水準は、フレッツ光ネクスト・ファミリータイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの及びそれ以外)の提供を想定した場合の値。 二段階定額・戸建の接続料水準は、フレッツ光ライト・ファミリータイプの提供を想定した場合の値。 構成員限り

(設備を接続する場合の接続箇

所における技術的条件や受付

システムの技術的仕様等)につ

いて、合理的理由がないのに卸

先事業者によって差が生じること

②提供手続・期間及び③技術的条件に係る不当な差	<b>き別的取扱いに関する確認</b>	<b>2結果(詳細)</b> 9
確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)ガイドライン該当箇所
<ul> <li>く提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い&gt; 自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</li> <li>・届出契約内容からは、提供手続及び提供までの期間について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。</li> <li>・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。</li> <li>卸先事業者からは、新規開通の際の開通納期について以下の意見が提出された。</li> <li>・新規引き込み工事について、NTT東西のフレッツ光とサービス卸を比較した場合、申込から工事実施までにかかる期間(予約可能期間)は、NTT東西約10日</li> </ul>	<ul> <li>提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。</li> <li>意見の寄せられた新規開通の際の開通納期について、総務省から関係事業者へのヒアリング等により、公正競争上の問題が生じていないか実態把握を実施。</li> </ul>	特定卸役務の提供手続及び 提供までの期間について、自己 の関係事業者に比べて提供時 期を遅らせるなど合理的な理由 がないのに卸先事業者によって 差が生じること。

- 程度に対し、サービス卸は約20日程度と、倍近くかかることが多い。 新規開通時の工事日調整にあたり、卸先事業者ではあり得ない納期調整をフ レッツ光にて行っており、卸先事業者としての立場が弱い。 フレッツ光より開通納期が長く感じられる。 <技術的条件に係る不当な差別的取扱い> 技術的条件について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な 取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。 • 特定卸役務に係る技術的条件については「IP通信網サービス契約約款及び技 術的参考資料(IP通信網サービスのインターフェース-フレッツシリーズ-)」に規 定・公表されていることを確認。 卸先事業者に対して、同一のシステムによる特定卸役務の申込、同一のシステ ムによる故障申告を認めていることを確認。 • 届出契約内容からは、特定卸役務に係る技術的条件について、合理的な理由 なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられて いるとは認められなかった。 • NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自 主的な点検において、技術的条件に係る不当な差別的取扱いを行わないように 社員教育を行っていることを確認。 • 技術的条件に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されて いない。
  - § 特定卸役務に係る技術的条件 技術的条件に係る不当な差別的 取扱いが行われていないか、引き 続き注視。

## ④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い及び⑤競争阻害的な情報収集 に関する確認結果(詳細)

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)ガイドライン該当箇所
<ul> <li>くサービス仕様に係る不当な差別的取扱い&gt; サービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</li> <li>・届出契約内容からは、禁止事項や商標利用に係る条件等について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。</li> <li>・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、サービス仕様に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。</li> <li>・サービス仕様に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。</li> </ul>	• サービス仕様に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。	§ 特定卸役務のサービス仕様 について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。
<ul> <li>〈競争阻害的な情報収集〉 卸先事業者の事業計画等の内容を合理的な理由なく聴取する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</li> <li>・届出契約内容に、NTT東西が必要と認める場合及び卸先事業者の契約の履行状況に疑義が生じた場合に限り、資料提出や卸先事業者の事業所等の調査を行うなど、情報収集に一定の条件を設けていることを確認。</li> <li>・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、競争阻害的な情報収集に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。</li> <li>・競争阻害的な情報収集に該当する具体的な事例は指摘されていない。</li> </ul>	・競争阻害的な情報収集が行 われていないか、引き続き注 視。	§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等 (利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど)の内容を合理的な理由なく聴取すること。

## ⑥情報の目的外利用及び⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い に関する確認結果(詳細)

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)ガイドライン該当箇所
<ul> <li>【情報の目的外利用〉 卸先事業者の情報を合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、 特定卸役務の用に供する目的以外の目的で利用・提供する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</li> <li>・届出契約内容に、営業上・技術上の機密情報を相手方の事前承諾なしに第三者に提供しないこと、契約の履行の目的以外には利用しないことが規定されていることを確認。</li> <li>・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報の目的外利用に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。</li> <li>・情報の目的外利用に該当する具体的な事例は指摘されていない。</li> </ul>	視。	36 ZE 3
<ul> <li>【情報提供に係る不当な差別的取扱い〉 情報提供の内容及び質、提供時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</li> <li>卸先事業者への情報提供について、一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおける情報、FAQ等の公開を行っていることを確認。</li> <li>NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報提供に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。</li> <li>情報提供に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。</li> </ul>	・情報提供に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。	§ 自己又は自己の関係者を通じて提供される特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。

利な取扱いをすること。

### ⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉及び ⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱いに関する確認結果(詳細)

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)ガイドライン該当箇所
<ul> <li>&lt;業務に関する不当な規律・干渉&gt; 卸先事業者が接続を利用して提供する役務へと利用者を移転させることを不当に制限する、又は他の役務提供をさせないなど、合理的な理由なく卸先事業者のサービス提供を制限する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</li> <li>・届出契約内容からは、卸先事業者の業務へ合理的な理由なく規律・干渉することを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。</li> <li>・卸先事業者の事業活動のうち契約書に定める禁止事項に該当しないものの事例について、卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおいて掲載されていることを確認。</li> <li>・NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、卸先事業者の業務に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。</li> <li>・業務に関する不当な規律・干渉に該当する具体的な事例は指摘されていない。</li> </ul>	・ 業務に関する不当な規律・ 干渉が行われていないか、 引き続き注視。	§ 特定卸役務の提供に当たって、 卸先事業者に対して、特定卸役 務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを 不当に制限すること、又は合理 的な理由なく特定卸役務を利用 しない他の役務提供の取扱いを させないことなど、合理的な理由 なく、卸先事業者のサービス提 供を制限すること。
〈業務の受託に係る不当な差別的取扱い〉 料金請求・回収代行業務等の受託に関して、自己の関係事業者に対する手数料に比べて他の電気通信事業者に対する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。 <ul> <li>料金請求・回収代行等の受託に関しては、受託する業務の内容・業務量が同様である場合は、同一の提供条件で提供していることを確認。</li> <li>NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、業務の受託に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。</li> </ul>	・ 業務の受託に係る不当な 差別的取扱いが行われて いないか、引き続き注視。	§ 特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不

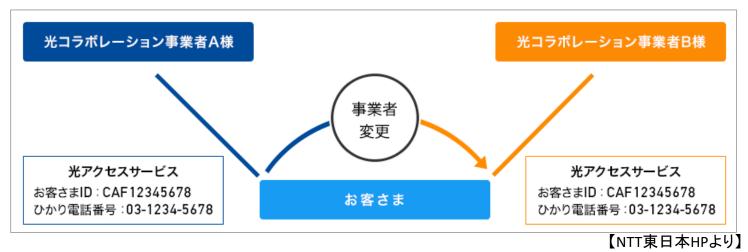
・ 業務の受託に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)ガイドライン該当箇所
<消費者保護の充実等の観点から望ましい行為> サービス卸ガイドラインでは、消費者保護の充実を図る観点から、NTT東西においては、契約関係のある全ての卸先事業者に対し、同ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じることが適当とされている。特に、卸先事業者における法令違反の事実が明らかになった場合には、再発防止など、適切な措置を講じることが適当とされている。 ・卸先事業者向けのポータルサイトにおいて、卸先事業者が特に留意すべき点等を明示し、常時確認ができるようにするとともに、法令・ガイドラインの改正時には内容を更新し、その旨をポータルサイトのトップページに掲載し、その旨卸先事業者へメールで周知している旨を確認。 ・卸先事業者のサービスの利用者からNTT東西に苦情等が寄せられた場合、卸先事業者に対し、適切な対応を実施するよう依頼するとともに、問合せや調査依頼を行い、調査結果・改善結果の報告を受けていることを確認。 ・また、卸先事業者の不適切な営業活動等が明らかになった場合、サービス卸ガイドライン等を遵守した適正な営業活動を行うよう申し入れを実施し、是正されない場合には、受付停止・契約解除等の措置を講じていることを確認。	・ NTT東西において一定の取組を 行っていることが確認できたものの、 卸先事業者のサービスに関しては、 「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」への対応状況について、 引き続き注視。	§ 卸提供事業者においては契約関係のある全ての卸先事業者に対し、卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。特に、本ガイドラインが遵守を求める法令に卸先事業者が違反していた事実が明らかとなった場合には、再発防止及び利用者利益の保護を図るための適切な措置を講じること。

確認内容及び確認結果	対応方針
確認内容及び確認結果  <事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い>  ・NTT東西において、事業者変更の提供に当たって、不当な差別的取扱いを行わないために以下の措置を講じていることを確認した。 ・事業者変更の手続きを行うためのシステムは、全ての卸先事業者に対して、同一のシステムを提供し、事業者変更実施可能日については、事業者間の優先順位なく受け付ける仕組みとなっている。 ・NTT東西と全ての卸先事業者との間で、事業者変更の実施について規定した光コラボ契約を締結し、事業者変更手続費等の提供条件については全ての卸先事業者において同一の内容を定めている。 ・事業者変更に関する仕様書やマニュアル等については、全ての卸先事	<ul><li>・不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。</li></ul>
業者に対して、一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトへの掲載を行うことにより、情報提供の同等性を確保している。 ・ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。	

#### (参考)事業者変更の概要

令和元年7月1日から、サービス卸の最終利用者が、電話番号を変更することなく、サービス提供元を他の卸先事業者又はNTT東西に変更できる仕組みが開始。



# 2-1(2) NTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者 におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等

● 「電気通信市場分野における市場検証に関する年次計画(令和元年度)」に基づき、NTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者、接続事業者及び自己設置事業者(NTT東西を除く)に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況及びサービス提供に当たっての課題等について、アンケート調査等を実施。

### 【確認結果等の概要】

対象事業者	・NTT東西のサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸契約数や苦情相談件数等を考慮して選定) ・NTT東西及びサービス卸の提供を受ける卸先事業者以外の主要なFTTH事業者(接続事業者、自己設置事業者等)
確認方法	アンケート調査(サービス卸の提供を受ける卸先事業者計17社、主要なFTTH事業者15社(うち2社は卸先事業者と同一)から回答あり)等
確認項目及び確認結果の概要	① 競争阻害的な料金の設定等  → 一部の事業者から過度なキャッシュバックなどにより電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難になるおそれがある旨の指摘があった。また、MNO以外の卸先事業者からはMNOが行うキャッシュバックやセット割引に対する懸念の声が寄せられている。これらや本会議のもとに設置されている「競争ルールの検証に関するWG」の検討を踏まえ、引き続き、総務省においてこれらの具体的な状況の確認を実施する。(③においても該当) ② 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為  → 各卸先事業者において、一定の取組を行っていることを確認した。 ③ サービス提供に当たっての課題等  → サービス卸の提供料金の値下げを求める意見があった。引き続き卸料金の引き下げについては、卸料金の適正性検証も通じてNTT東西の取組状況を注視する。 ④ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い  → 事業者変更に係る不当な差別的取扱いは、現時点では確認されなかった。

※1 ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等

合がある。

に記載された特定卸役務の料金のみを指すもので

はなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場

### ①競争阻害的な料金の設定等に関する確認結果(詳細)

#### 確認内容及び確認結果 対応方針 (参考)ガイドライン該当箇所 § 特定卸役務の提供を受けてサービスを提供 <確認項目:料金設定の適正性> 「競争ルールの検証に関する する際に、特定卸役務に係る需要を共通とす WG | の検討を踏まえ、総務省に 卸先事業者が、競争事業者を排除又は弱体化させるために、適 る電気通信回線設備を設置する競争事業者 おいて、キャッシュバック等が不 正なコストを著しく下回るような料金設定をする場合、電気通信事 を排除又は弱体化させるために適正なコスト 当な競争を生じさせる水準となっ 業法上問題となり得る。 を著しく下回るような料金※1を設定すること。 ていないか、より精緻なデータに ※ 移動通信市場については、固定通信市場 ⇒ 「競争ルールの検証に関するWG」において、MNO3社の提供 基づく検証を実施していくこととし の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩 するキャッシュバック等が不当な競争を生じさせる水準となってい ており、引き続き競争阻害的な料 が強い市場であると指摘されていること等から、 ないかを確認するため検証を行ったところ、検証時点のデータの 金設定がされていないか具体的 利用者料金等の設定が公正競争環境に与え 節囲では、直ちに不当競争が生じていると判断する状況にはな る影響が特に大きいと考えられる。このため、 な状況の確認を実施。 かった。一方で、「競争ルールの検証に関する報告書2020(令和 移動通信事業者(MNO)が卸先事業者になり 2年10月27日) においては「引き続きデータの精査を進め、検証 特定卸役務の提供を受けて提供する電気通 の精度を高めていく必要がある。」等の提言があった。 信役務と自社の移動通信の役務とを組み合 また、各卸先事業者に対するアンケートにおいて、MNOが行う わせて料金設定を行って提供する場合(いわ セット割引等に係る料金設定の適正性及びキャッシュバックの適 ゆるセット割引)において、料金設定について 正性の観点からの以下の意見が寄せられた。 懸念が生じたときには、それぞれの役務の料 • MNOが行うセット割引の料金設定について、FTTHアクセス 金について合理的な説明を行うことが求めら れる。 サービスを提供するMVNOからは、MNOによる割引額がFTT 特定卸役務の提供を受けてサービスを提供 Hアクセスサービス以外のサービスの収益を原資としているこ する際に(特定卸役務の提供を受けて提供す と等から、同程度の割引を行うことは不可能。 るサービスとセットで移動通信サービス等を提 • 電気通信回線設備を設置する競争事業者からはMNOの行う 供する場合を含む。)、競争阻害的な料金設 高額なキャッシュバックは不当な競争を引き起こすおそれがあ 定や過度のキャッシュバックなどの行為により、 る。 特定卸役務に係る需要を共通とする電気通 ・ 家電量販店において、商品購入と同時にFTTHアクセスサー 信回線設備を設置する競争事業者の設備の ビスの契約を行うことで即日の値引きを行うキャッシュバックに 保持が経営上困難となるおそれを生じさせる ついても問題である。

※ MNO :電気通信役務としての移動通信サービス(以下単に「移動通信サービス」という。)を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を 自ら開設又は運用している者。

なお、固定ブロードバンドサービスとモバイルサービスのそれぞ

れを提供する事業者が異なる場合のセット割引については、特

段競争上の懸念があるとの指摘はなかった。

MVNO:MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者。

### 確認内容及び確認結果

### <確認項目:消費者保護の充実等の観点から望ましい行為>

サービス卸ガイドラインでは、消費者保護の充実を図る観点から、卸先事業者において、全ての契約代理業者及び再卸先事業者に対し、同ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じることが適当とされている。

また、卸先事業者において、同ガイドラインの内容を踏まえ、契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、その遵守を担保する体制を整備することが適当とされている。

⇒ 卸先事業者から、ガイドラインを踏まえた販売マニュアルの策定、 契約 代理業者等に対するガイドラインの内容の周知、研修等の実施について、 回答があった。

また、定期的なモニタリングや監査、契約内容の確認の実施により、消費者保護に関する規律が遵守されているかチェックすることとしている旨の回答があった。さらに、事業者によっては、営業担当者による契約代理店に対するチェック体制や苦情検知の体制を整備し、運用している旨、回答があった。

苦情事案や不適切勧誘事案が発生した場合について、複数の卸先事業者において、再発防止のための是正指導等の実施を行っているという回答があった。

その他、卸先事業者に対して寄せられた苦情の内容としては、契約時の説明不足によるサービス内容・利用料金・解約金に関する認識の相違等があるとの回答があった。

### 対応方針

- ・ サービス卸ガイドラインの周知状況 等を引き続き注視するとともに、「電 気通信事業の利用者保護規律に関 する監督の基本方針」に基づき、消 費者保護ルールに関する取組状況 の分析検証を行う。
- 回答のなかった業界自主基準等に ついては、例えば、(一社)テレコム サービス協会(FVNO委員会)にお いて、光卸を利用したFTTHサービ スの電話勧誘時の課題等を改善す るための業界ガイドラインが策定さ れており、各卸先事業者は、当該ガ イドラインに基づく適切な説明の実 施・徹底及び販売代理店への周知・ 徹底が求められる(「2019年度消費 者保護ルール実施状況のモニタリ ング(評価・総括) (2020年6月 IC Tサービス安心・安全研究会 消費 者保護ルール実施状況のモニタリ ング定期会合)参照)ところ、実施状 況について注視。

### (参考)ガイドライン該当箇所

- § 卸先事業者においては契約関係の ある全ての卸先契約代理業者及び再 卸先である卸先事業者に対し、本ガイ ドラインの周知を定期的に行うとともに、 その遵守を担保するための措置を講 じること。
- § 卸先事業者においては、本ガイドラインの内容を踏まえ、卸先契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、その遵守を担保する体制を整えること。

## ③サービス提供に当たっての課題等に関する確認結果(詳細)

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)ガイドライン該当箇所
<ul> <li>〈確認項目:サービス提供に当たっての課題等〉</li> <li>(1)サービス卸の卸料金の水準等について</li> <li>卸先事業者からサービス卸の卸料金の引き下げ等について以下の意見が提出された。</li> <li>NTT東西の運用コスト/システム開発コストに対する事業者負担が想定より大きく、利益を圧迫している構造になっている。それらの運用コストを補うためにも卸料金の更なる値下げが必要である。</li> <li>また、「接続料の算定等に関する研究会」の検討を踏まえ、令和2年9月に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を総務省において策定・公表。サービス卸については、同ガイドラインに基づき、接続による代替性が不十分と評価され、卸料金の適正性に関する検証を実施。当該検証を踏まえ、NTT東西において、卸料金の値下げを実施する旨同研究会において回答。</li> </ul>	・ 同ガイドラインに基づき、令和3年度も11 月末にNTT東西から総務省に検証結果 の報告を求めており、引き続き、その状 況を注視。	
(2)キャッシュバックについて MNO以外の一部の卸先事業者からMNOの行う高額なキャッシュバックは 不当な競争を引き起こすおそれがあると懸念するとの意見があった。	• P17の「対応方針」と同じ。	

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)ガイドライン該当箇所
〈確認項目:事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い> ⇒ 卸先事業者間、卸先事業者とNTT東西間において、事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱いが行われているとの指摘は現時点ではない。	• 卸先事業者間やNTT東西以外の自己設置事業者、接続事業者との間の乗換えの状況等、事業者変更が市場に与える影響について引き続き注視。	